

## 耐震改修費用などを県・市がサポート！

県と市は、住宅の耐震化促進事業を行っています。

この制度は、市などで実施する耐震診断の結果、耐震改修が必要と診断された住宅の改修費用に補助金を交付するものです（右表参照）。詳しくは建築指導課（市役所南館2階）にあるチラシか市のホームページ（くらしの情報→すまい→すまいに関する助成）をご覧ください。

なお、県や市は特定の業者を派遣・紹介することはありませんのでご注意ください。

### ★★県の補助制度★★

市の実施する簡易耐震診断などを受けた結果、倒壊または破壊の危険があると診断された場合に耐震改修計画策定費と耐震改修工事費の一部を補助します。※4月から部分的

### 簡易耐震診断の受付 5月15日からスタート

市は、簡易耐震診断の受付を5月15日から開始します。今年度の募集棟数は、約100棟の予定です。

**【対象建築物】**昭和56年5月以前に着工した住宅（戸建住宅、長屋、共同住宅、過半が住宅の兼用住宅）※建築確認通知書や建築図面（平面図）があれば、診断がスムーズに行えます。鉄骨造、混構造、プレハブ住宅は診断できない場合がありますので問合せを

区分	県の補助事業	市の補助事業
補助内容	耐震改修計画の策定や耐震改修工事にかかる費用	
対象住宅	昭和56年5月31日以前に着工した住宅で、耐震診断の結果、耐震性が低いと診断されたもの（一部、戸建住宅または木造戸建住宅に限る）	
対象者	県内に対象となる住宅を所有する県民等 ※一部所得制限あり	市内に対象となる住宅を所有する市民
補助金額 戸建住宅 の場合	最大20万円～ 最大100万円 ※区分により異なる	最大20万円～ 最大30万円 ※区分により異なる

※補助金交付の決定前に、工事等を契約している場合は対象外

な耐震改修工事に対する助成制度がスタートしました。詳しくは市建築指導課へ問合せを

### ★★市の補助制度★★

一般型と小規模型あり。一般型は、県の補助制度と一体的に利用することなどの条件あり。小規模型は、県の補助制度の対象にならない住宅の改修費用などを補助します。

**【必要書類】**①所定の申込書（印鑑が必要）、②建築年度の分かる書類（建物の登記簿抄本など）、③共同住宅（分譲）の場合は耐震診断の実施に関する総会か理事会の議事録（写し）、長屋の場合は申込棟の所有者全員の同意書

**【費用】**木造戸建住宅3090円、木造以外の戸建住宅6240円 ※共同住宅や長屋等は問合せを

**【申込】**所定の申込書など必要書類を建築指導課へ。受付順。申込書は同課で配布

※住宅の所有者からの申込に限ります

問 市建築指導課（0798・35・3705）



## エコ・エネルギー設備導入に補助金交付

市は、太陽光発電システムや電気自動車などエコ・エネルギー設備の導入に対して補助金を交付します。

**【対象機器】**太陽光発電システム（電力受給契約等の受給最大電力が500kW未満のもの）▷エネファーム（家庭用燃料電池システム）▷電気自動車

**【主な要件】**市内の建物（電気自動車については、使用の本拠が市内）に平成27年4月1日～来年2月29日に対象機器を導入したもの▷市税の未納がないこと

**【補助金額】**太陽光発電システム10kW未満…最大5万円、10kW～50kW未満…10万円、50kW～500kW未満…50万円▷エネファーム…5万円▷電気自動車…5万円

※申請額が予算総額に達し次第終了

**【申込】**所定の申込書に必要書類を添えて、5月18日～来年2月29日に環境・エネルギー推進課へ郵送（必着）を。先着順

※設置後の申請のみ。申込書は同課（市役所本庁舎8階）、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションにあるほか、市のホームページ（くらしの情報→環境・緑化・衛生→環境計画）に掲載

問 環境・エネルギー推進課（0798・35・3818）



## 市営住宅の住み替え募集

申込は  
5/15～22

市は、市営住宅の住み替え募集を行います。募集住宅の概要など詳しくは、5月15日から配布する申込案内書をご覧ください。

**【申込資格】**次の条件全てを満たす世帯▷現住宅に原則3年以上居住している▷収入基準に合致する▷家賃滞納が全くない▷①要介護4・5、障害または疾病、②車いす、③高齢、④世帯人員の増減、⑤生活環境の変化のいずれかの理由で現在の住宅での生活に支障がある

**【募集数】**40戸

※次回の住み替え募集は10月の予定

**【申込】**申込案内書に添付している申込書を5月22日（消印有効）までに西宮市営住宅北部管理センターへ郵送を。重複申込不可

※申込案内書は西宮市営住宅北部・南部管理センター（六湛寺町9-8）、中部管理センター（市役所南館1階）で配布

問 西宮市営住宅北部管理センター（0798・35・5028）

## 119番は正しく使おう

火事や救急で119番通報するときは、場所や状況を正確に伝えられないものです。落ち着いて用件などをしっかり伝えましょう=右

問 緊急以外の問合せは消防局（0798・26・0119）

※救急当番医については、消防テレホンサービス・ツーツーシュード（0798・22・9999）または西宮市救急医療情報システム「NEMISネット」（http://www.nishi119-nemis.net/）をご利用ください

下表参照。

119番は人の命と財産を守る大切な電話です。いたずら電話などはやめましょう。

	火災	救急
①第一声	「火事です」	「救急です」
②場所等	町名・番地・マンション名など（注）	
③内容	どこで何が燃えていて、逃げ遅れた人がいるかどうか	けがや病気の内容、人数、性別、年齢、負傷部位、意識があるかないなど
④通報後	安全な場所へ避難	応急手当をお願いする場合あり

（注）携帯電話からの119番は、電波の状況によって他市の消防につながる場合があるため、最初に発生場所の市を伝えてください

広告

**阪神米穀のお米  
えべっさん**

■本社 TEL.0798(26)0221(代表)  
■http://www.ebessan.jp

ごはんをしっかり食べよう

ごはんは、体を作る良質なたんぱく質や、効率のよいエネルギー源となる炭水化物、ビタミン、ミネラルなど様々な栄養素をバランスよく含んだ優れた栄養食品です。

阪神米穀は「あいしいごはんを食べよう県民・国民運動」を応援しています。

〈活かせるキャリア 生きがいのある日々 笑顔で社会参加・貢献〉

## 会員募集中！！

60歳 過ぎたらシルバー人材センターへ！

60歳以上の方、あなたも会員になりませんか



約2,200名の会員が様々な職場で頑張っています。

～毎月入会説明会実施中。まずは電話でお問い合わせください。～

公益社団法人 西宮市シルバー人材センター  
〒662-0862 西宮市青木町2-5 http://www.nishisilver.com  
TEL: 0798-72-3461 FAX: 0798-72-3542

広告